

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○落札者の決定 (入札課)	313
○農業基盤整備事業関係補助金交付要綱の一部改正 (農村振興課)	〃
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	318
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (農林水産技術センター)	〃

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (南丹広域振興局)	319
○府営土地改良事業計画の変更 (中丹広域振興局)	〃
○府営土地改良事業の工事完了 (南丹広域振興局)	320
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
正 誤	
○令和8年4月30日付け京都府公報号外第24号中	〃

告 示

京都府告示第302号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量
電子黒板及びその附属機器 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

- 落札決定日
令和8年5月20日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社内田洋行 I T ソリューションズ関西支店
京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地
京都エクセルヒューマンビル
- 落札金額
217,360,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和8年4月7日

京都府告示第303号

農業基盤整備事業関係補助金交付要綱（昭和42年京都府告示第11号）の一部を次のように改正し、令和8年度分の補助金から適用する。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第3を次のように改める。

(申請)

第3 規則第5条第1項に規定する申請書は、別に定める様式により、1部を提出しなければならない。

第4第3項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に、第5第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に、「または」を「、又は」に、第5第3項中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改める。

第6を次のように改める。

(実績報告)

第6 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式により、事業完了の日から15日以内に1部を提出しなければならない。

第7第2項中「請求書別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表の1の表の2の項中「次に該当する」を「次のいずれかの」に、「イからオまで」を「ウからキまで」に改め、同表の3の項中「土地改良施設突発事故復旧事業に」を「土地改良施設突発事故復旧・防止事業に」に、

「土地改良施設突発事故復旧事業」を「土地改良施設突発事故復旧・防止事業」に、「土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱」を「土

地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱」に、「次に該当する」を「次のいずれかの」に、「土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領」を「土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領」に改め、同表の4の項を次のように改める。

4	農業競争力強化農地整備事業に要する経費	1 実施計画策定事業	<p>1 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長及び畜産局長連名通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙2の第2の1の事業にあつては、10分の7（次のいずれかの地域において実施するものにあつては、10分の7.5）以内</p> <p>(1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田地域</p> <p>2 実施要領の別紙2の第2の1の事業であつて、次のいずれかの地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間（(4)にあつては、2年間）で、経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円（(4)にあつては、2,500万円）を上限とする。</p> <p>(1) 水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて策定された計画をいう。以下同じ。）の策定地域</p> <p>(2) 輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域</p> <p>(3) スマート農業導入推進計画（実施要領別紙2の第5の1の(3)のスマート農業導入推進計画をいう。</p>	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、実施要領及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日6構改B第637号構造改善局長通知）に掲げる補助基準
---	---------------------	------------	--	--

			<p>2 経営体育成促進換地等調整事業</p>	<p>以下この項において同じ。)の策定地区又は連携管理保全計画(法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)に当該スマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区</p> <p>(4) 次の全ての整備(中山間地域(実施要領別紙1の第2の4に示す地域をいう。以下この項において同じ。)にあつては、いずれかの整備)が記載されている省力化整備計画(実施要領別紙2の第5の1の(4)の省力化整備計画をいう。以下この項において同じ。)の策定地区又は連携管理保全計画に当該省力化整備計画の内容が記載されている地区</p> <p>ア 2ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。)の整備</p> <p>イ 畦畔、施設等の維持管理又は水管理の省力化を図る整備</p> <p>1 実施要領の別紙2の第2の2の事業にあつては、10分の7(次のいずれかの地域において実施するものにあつては、10分の7.5)以内</p> <p>(1) 振興山村</p> <p>(2) 半島振興地域</p> <p>(3) 過疎地域</p> <p>(4) 特定農山村</p> <p>(5) 急傾斜畑地帯</p> <p>(6) 指定棚田地域</p> <p>2 実施要領別紙2の第2の2の事業であつて、次のいずれかの地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間((4)にあつては、2年間)で、実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円((4)にあつては、2,500万円)を上限とする。</p> <p>(1) 水田農業高収益化計画の策定地域</p> <p>(2) 輸出事業計画の策定地域</p> <p>(3) スマート農業導入推進計画の策定地区又は連携管理保全計画に当該スマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区</p> <p>(4) 次の全ての整備(中山間地域にあつては、いずれかの整備)が記載されている省力化整備計画の策定地区又は連携管理保全計画に当該省力化整備計画の内容が記載されている地区</p> <p>ア 2ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含</p>	
--	--	--	-------------------------	--	--

		<p>3 経営体育成促進換地等調整事業</p>	<p>む。)の整備 イ 畦畔、施設等の維持管理又は水管理の省力化を図る整備 1 実施要領の別紙2の第2の2の事業を実施するものにあつては、10分の8.25以内 2 実施要領の別紙2の第2の2の事業であつて、次のいずれかの地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、定額。ただし、最長4年間((4)にあつては、2年間)で、実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円((4)にあつては、2,500万円)を上限とする。 (1) 水田農業高収益化計画の策定地域 (2) 輸出事業計画の策定地域 (3) スマート農業導入推進計画の策定地区又は連携管理保全計画に当該スマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区 (4) 次の全ての整備(中山間地域にあつては、いずれかの整備)が記載されている省力化整備計画の策定地区又は連携管理保全計画に当該省力化整備計画の内容が記載されている地区 ア 2ヘクタール以上の区画(隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。)の整備 イ 畦畔、施設等の維持管理又は水管理の省力化を図る整備</p>	
--	--	-------------------------	---	--

別表の1の表の9の項を次のように改める。

<p>9</p>	<p>水利施設等保全高度化事業に要する経費</p>	<p>水利施設整備事業 (1) 基幹水利施設保全型 (2) 低炭素農業水利システム構築型 (3) 簡易整備型</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下この項において「実施要領」という。)の別紙1の第2の6、8又は12の事業にあつては、10分の6.4(第2の8又は12の事業であつて次のいずれかの地域において実施するものにあつては10分の6.9、第2の6の事業であつて基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業と一体的に実施するものにあつては10分の6.8)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田地域</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)及び実施要領に掲げる補助基準</p>
----------	---------------------------	---	--	---

別表の2の表の1の項中

1 ため池整備事業 (1) 地域防災上のリスクを除去するためにため池を廃止する事業 (2) その他の事業	定額 10分の7.5以内
--	---------------------

を

「1 ため池整備事業 10分の7.5以内」に、「10分の6」を「10分の6.8」に、「10分の5.5」を「10

分の6.8」に改め、

5 農業用施設等災害管理対策事業	10分の7.5以内
------------------	-----------

を削り、「6 調査計画等事業」を「5 調査計画等事業」に、「7 防災重点農業用ため池緊急整備事業」を「6 防災重点農業用ため池緊急整備事業」に、「令和7年度」を「令和12年度」に、「定額」を「定額とする。」に改め、同表の2の項中「10分の6」を「10分の6.8」に、「10分の5.5」を「10分の6.8」に、「かかる」を「係る」に、「令和12年度までに補助事業として採択されたものにあつては、定額。」を「令和12年度までに補助事業として採択されたものにあつては、定額とする。」に改め、同表の2の項に次のように加える。

8 利活用保全	10分の6.8以内
---------	-----------

別表の2の表の3の項中「10分の6」を「10分の6.8」に、「10分の5.5」を「10分の6.8」に改める。
別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。



京都府告示第304号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 解除予定保安林の所在場所

城陽市中芦原68番184(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。)



京都府告示第305号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
41	京都丹の国農業 協同組合	綾部市宮代町前田20	生産物の販売代金	令 6. 5. 13	令 8. 5. 8
58	株式会社さとう	福知山市東野町1	〃	8. 2. 20	8. 5. 12

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 古澤 康之
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン亀岡店
亀岡市古世町西内坪101ほか
- 変更の内容

変更した 事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗を設置 する者の代 表者の氏名	イオンリテ ール株式会 社 代表取締役 井出 武美	イオンリテ ール株式会 社 代表取締役 古澤 康之	令 7. 3. 1	代表者の変更 のため
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか5業者	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目5番地1 代表取締役 古澤 康之 ほか4業者	7. 11. 1 ほか	小売業者の代 表者の変更並 びに出店及び 退店のため

2 届出年月日

令和8年4月30日

3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和8年6月2日から令和8年10月2日まで

5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により府営土地改良事業（長野地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の府営土地改良事業（長野地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年6月2日から令和8年6月22日まで

3 縦覧の場所

京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。

また、綾部市役所農林商工部農政課において関係書類を閲覧することができる。

次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
廻 り 池	令 8. 3. 26



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄芝ノ東17の1
（関連区域）
宇治市五ヶ庄芝ノ東16の4の一部、17の2の一部、17の22の一部、府有地、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区京町三丁目169の1
ディランド山京株式会社

正 誤

令和8年4月30日付け京都府公報号外第24号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正				
2	左	上から8	出席して	出席し、又はデジタル技術を活用して				
		上から28	第1型講習	第1型講習（クリーニング業務に従事する者が出席して受講するもの）				
		下から27	5 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するも	(4) 第1型講習（クリーニング業務に従事する者がデジタル技術を活用して受講するもの） <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>受講方法</th> <th>受講場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年5月1日 (金)～令和9年3月31日(水)</td> <td>オンデマンド方式</td> <td>自宅等におけるオンデマンド受講</td> </tr> </tbody> </table> 5 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するも	開催年月日	受講方法	受講場所	令和8年5月1日 (金)～令和9年3月31日(水)
開催年月日	受講方法	受講場所						
令和8年5月1日 (金)～令和9年3月31日(水)	オンデマンド方式	自宅等におけるオンデマンド受講						